

相続増税！平成25年度税制改正の内容と影響と対策

税理士 内田麻由子

平成25年度税制改正法案が、3月29日の国会にて可決成立しました。平成27年1月より、相続税は増税、贈与税はおおむね減税になります。相続税の増税は富裕層が対象と報じられていますが、一般のご家庭にも大きく影響してきます。

今月は、相続税・贈与税の改正の内容と影響と対策についてお伝えします。(今月は長編です。全部読む時間がないという方は、最後の「対策」のところだけでもぜひ読んでくださいね。)

■ 相続税の改正の内容

1) 相続税の基礎控除が4割縮小されます。

現行の基礎控除(5000万円+1000万円×法定相続人の数)が、平成27年1月1日以後の相続からは、基礎控除(3000万円+600万円×法定相続人の数)に引き下げられます。

たとえば、法定相続人が3人の場合には、基礎控除は5000万円+1000万円×3人=8000万円から、3000万円+600万円×3人=4800万円に引き下げられます。相続財産が基礎控除額を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

2) 最高税率は50%から55%に引き上げられ、税率構造は10%~55%の8段階になります。

3) 未成年者控除額が、20歳までの1年につき10万円(現行6万円)に引き上げられます。

4) 障害者控除額が、85歳までの1年につき10万円(現行6万円)に引き上げられます。

なお、特別障害者については、同20万円(現行12万円)に引き上げられます。

5) 「小規模宅地の評価減の特例」については、減税(拡充)されています。

①特定居住用宅地の適用対象面積を、330㎡(現行240㎡)に拡充します。

②特定事業用(400㎡)と特定居住用(改正後330㎡)それぞれについて、適用対象面積まで適用可能とします。なお、貸付事業用については、現行通り限度面積の計算を行います。

③構造上区分のある二世帯住宅についても、特例の対象とします。

④老人ホームに入居していた場合であっても、介護のための入居であり、かつ、貸付の用に供されていないときには、特例の対象となります。

※上記③および④の改正については、平成26年1月以後の相続・遺贈について適用

■ 贈与税の改正の内容

- 1) 基礎控除額 110 万円の「暦年課税制度」については、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より、20 歳以上の者が親や祖父母などから贈与を受けた場合の税率構造を緩和します。
また、最高税率は 50% から 55% に引き上げられ、税率構造は 10% ～ 55% の 8 段階となります。
- 2) 累計 2500 万円まで贈与税がかからない「相続時精算課税制度」については、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より、財産をもらう人の範囲に、20 歳以上の孫を追加します。
また、贈与する人の年齢要件を、65 歳以上から 60 歳以上に引き下げます。
- 3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（新設）
30 歳未満の孫の教育資金に充てるために、祖父母などの直系尊属が、信託銀行等の金融機関に信託をした場合には、受贈者 1 人につき 1500 万円までの金額について贈与税を非課税とします。
教育資金とは、学校等に支払われる入学金や授業料などです。学習塾や習い事などについては 500 万円を限度とします（教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出）。
非課税となるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に抛出されるものに限ります（実際に教育費として支出されるのは平成 28 年以降でもよい）。
なお、受贈者が 30 歳になったときに残額があれば贈与税がかかりますので注意が必要です。

● 「小規模宅地の評価減の特例」とは

- ・ 相続または遺贈により取得した宅地のうち、居住用・不動産貸付用・事業用の宅地については、一定の面積まで評価額が減額できます。
- ・ 宅地を相続した人が申告期限まで居住又は事業を継続することが条件です。
- ・ 相続税の申告期限までに遺産分割ができていることが要件です。
- ・ この特例の適用を受けるためには、相続税の申告が必要です。

宅地等の種類	要件	上限面積※	減額割合
事業用	事業を継続	400 m ²	80%
居住用	居住を継続	240 m ² (改正後 330 m ²)	80%
不動産貸付用	貸付業を継続	200 m ²	50%

※適用対象宅地等が 2 種類以上ある場合には限度面積の調整計算を行う（現行法）。

● 「相続時精算課税制度」とは（現行法）

- ・ 65 歳以上の親から 20 歳以上の子への贈与と財産について、累計 2,500 万円まで贈与税がかからない。
- ・ 2,500 万円を超える部分については、20% の税率で贈与税がかかります。
- ・ 贈与者の死亡時に、「相続時精算課税制度で贈与した財産の価額 + 相続財産の価額」に対して相続税がかかります。すでに納付した贈与税があれば、相続税から控除します。
- ・ 住宅取得資金の贈与については、贈与者の年齢制限はありません。（平成 26 年 12 月までの制度）

■ 相続税改正の影響

それでは、相続税はどのくらい増税になるのでしょうか。配偶者がいる場合の相続（一次相続）と、配偶者がいない場合の相続（二次相続）について、見てみましょう。

1. 配偶者がいる場合（一次相続）

次の表1は、遺産相続額と子供の数から、現行法での相続税の金額がわかる早見表です。

【表1】相続税早見表（**現行法**、配偶者あり）

単位：千円

遺産相続額 (基礎控除 前)	子供の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除				
	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000
1億円	1,750	1,000	500	0	0
2億円	12,500	9,500	8,125	6,750	5,750
3億円	29,000	23,000	20,000	18,000	16,625
4億円	49,000	40,500	35,250	32,500	30,125
5億円	69,000	58,500	52,750	47,500	45,000
10億円	185,500	166,500	155,750	145,000	137,000

※配偶者の税額軽減を法定相続分まで適用して計算

たとえば、相続人が配偶者と子3人、遺産が2億円の場合には、現行法では、基礎控除は9,000万円、相続税の総額は812万5,000円です（表1）。

次の表2は、改正後の相続税の早見表です。

【表2】相続税早見表（**改正後**、配偶者あり）

単位：千円

遺産相続額 (基礎控除 前)	子供の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除				
	42,000	48,000	54,000	60,000	66,000
1億円	3,850	3,150	2,625	2,250	1,875
2億円	16,700	13,500	12,175	11,250	10,325
3億円	34,600	28,600	25,400	23,500	22,425
4億円	54,600	46,100	41,550	35,000	36,600
5億円	76,050	65,550	59,625	55,000	52,025
10億円	197,500	178,100	166,350	156,500	148,300

※配偶者の税額軽減を法定相続分まで適用して計算

先ほどと同じ例で、改正後は、基礎控除は5,400万円に、相続税の総額は1,217万5,000円になります（表2）。改正による増税額は405万円にもなります。

●「配偶者の税額軽減」とは

配偶者は、法定相続分または1億6000万円のいずれか大きい金額まで相続しても相続税がかかりません。この特例の適用を受けるためには、相続税の申告が必要です。

2. 配偶者がいない場合（二次相続）

それでは、配偶者がいない場合の相続（二次相続）ではどうでしょうか。

【表3】相続税早見表（現行法、配偶者なし）

単位：千円

遺産相続額 (基礎控除 前)	子供の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除				
	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000
1億円	6,000	3,500	2,000	1,000	0
2億円	39,000	25,000	18,000	14,500	12,500
3億円	79,000	58,000	45,000	35,000	30,000
4億円	123,000	98,000	77,000	65,000	55,000
5億円	173,000	138,000	117,000	96,000	85,000
10億円	423,000	371,000	319,000	296,000	275,000

たとえば、相続人が子3人で、遺産が2億円の場合には、現行法では、基礎控除は8,000万円、相続税の総額は1,800万円になります（表3）。

【表4】相続税早見表（改正後、配偶者なし）

単位：千円

遺産相続額 (基礎控除 前)	子供の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除				
	36,000	42,000	48,000	54,000	60,000
1億円	12,200	7,700	6,300	4,900	4,000
2億円	48,600	33,400	24,600	21,200	18,500
3億円	91,800	69,200	54,600	45,800	38,000
4億円	140,000	109,200	89,800	75,800	67,000
5億円	190,000	152,100	129,800	110,400	97,000
10億円	458,200	395,000	350,000	317,700	291,000

先ほどと同じ例で、改正後は、基礎控除は4,800万円に、相続税の総額は2,460万円になります（表4）。改正による増税額は、660万円にもなります。

基礎控除の4割縮小により、多くのご家庭で相続税の負担が大幅に増えることがわかります。亡くなる時期は選べません。しかし、生前に対策をしておくことで、相続税が数百万円から1千万円以上も違ってくることがあります。次に相続大増税への対策について考えていきましょう。

■ 相続増税への対策～5つのポイント

1. まずは改正後の相続税を試算してもらう

まずは、「ご自分のご家庭の相続税がいくらになるのか？」を試算してもらうことが、相続対策への第一歩です。相続税を試算してもらう際には、一次相続だけではなく、二次相続まで試算してもらうことが大切です。また、遺言をつくる際にも、相続税がどれだけかかるのかを把握した上で、相続人全員が相続税を払えるように遺言の内容を決めることが重要になります。

【相続税の試算をするために必要な資料（主なもの）】

①家系図（相続人関係図） ②財産および債務の一覧表 ③不動産：固定資産税の納税通知書と各不動産の利用状況 ④有価証券：証券会社の取引高明細書 ⑤生命保険：保険証券 ⑥自社株：直近3期分の決算書・申告書 ⑦生前贈与の有無 など

2. 二次相続の相続税をふまえて、一次相続の遺言・遺産分割を決める

お父様が亡くなったときに、「夫婦二人で築いた財産なのだから、全部お母様が相続すればよい」と考える方が多いと思います。ところが今後は、お母様が亡くなったとき（二次相続）の相続税がいくらになるのかをふまえて、一次相続の遺言の内容や、遺産分割の方法を決めることが大切になってきます。なぜならば、一次相続で「配偶者の税額軽減」を最大限使わずに、子にも相続させておいたほうが、一次・二次トータルでの相続税が安くなる場合があるからです。

たとえば、父・母・子2人のご家族で、父の財産が2億円、母の財産はない場合のケースで、改正後の相続税を試算してみます。

- ① 一次相続で母がすべて相続した場合には、一次相続の相続税は540万円で済みますが、二次相続の相続税は3,340万円となり、一次・二次トータルでの相続税は、3,880万円です。
- ② 一次相続で母が1/2（1億円）、子2人が1/4（5,000万円）ずつ相続した場合には、一次相続の相続税は1,350万円かかりますが、二次相続の相続税は770万円で済みますので、一次・二次トータルでの相続税は、2,120万円となります。

このように、一次相続で母がすべて相続するよりも、一次相続で子も相続しておいたほうが、結果として、上記の例では1,760万円もトータルでの相続税が安くなるのです。

3. 生前贈与の活用で、どのくらい相続税が軽減されるか試算してもらう

「贈与税は高い」というイメージをお持ちの方が多いのですが、贈与税には基礎控除110万円がありますので、時間をかけて少しずつ贈与していくことで、少ない税負担で資産を移転することができます。子供だけでなく、お孫さんやお嫁さんなど相続人以外への贈与でもOKです。

たとえば、父はすでに亡くなり、母・子2人・孫2人のご家族で、母の財産が2億円の場合のケースで、生前贈与をしなかった場合と生前贈与をした場合の税金を比較してみます。

- ① 母の財産が2億円のまま母が亡くなり、子2人が相続した場合には、相続税は3,340万円にもなります。
- ② 母から子と孫の合計4人へ、各200万円を10年間贈与します。贈与額は、200万円×10年間×4人で8,000万円です。贈与税は9万円×10年間×4人で360万円です。

相続のときには、相続財産は8,000万円減り1億2,000万円になっています。子2人の相続

税は、1,160万円です（相続開始前3年以内の贈与はないものとします）。

贈与税360万円＋相続税1,160万円＝1,520万円、2億円の資産を子と孫へ移転できます。

このように、多少贈与税を払ってでも子や孫へ贈与しておくことで、上記の例では1,820万円も支払う税金を減らすことができるのです。

「子には迷惑をかけたくない。お金があれば安心」というお気持ちもよくわかります。しかしながら、使い切れないほどの預金を数千万円もただ銀行に預けていると、結局は相続のときに、その大切なお金が何百万円も（場合によっては1千万円以上も）目減りしてしまうのです。

4. 「小規模宅地の評価減の特例」が使えるか否かがカギに！

子供たちはみな独立してそれぞれの家庭を持ち、夫婦二人暮らしの方や、配偶者がすでに亡くなり一人暮らしの方が多いたと思います。普段は静かな生活をしていると、やんちゃで可愛いお孫さんたちは「来て嬉しい、帰って嬉しい(?)」存在かもしれませんね。

核家族化がすすみ、サザエさんの家のような三世同居のご家庭は少なくなりました。しかし、相続税のことを考えれば、ぜひとも同居したほうが良いということになります。なぜならば、二次相続のときに、子と同居していれば相続税を大幅に軽減できる「小規模宅地の評価減の特例」が使えますが、子と同居していないと原則として特例が使えないからです。

たとえば、路線価30万円、200㎡(60坪)の自宅の土地の評価額は、30万円×200㎡＝6,000万円です。「小規模宅地の評価減の特例」が使えれば、自宅の敷地については、240㎡(改正後330㎡)まで、評価額の8割を減額できます。したがって、6,000万円×80%＝4,800万円も減額でき、土地の評価額は6,000万円－4,800万円＝1,200万円です。

相続税を抜きにしても、お孫さんにとって祖父母と同居することには大きな恩恵があります。祖父母でなければできない、お孫さんへの家庭における教育があるのではないのでしょうか。たとえば、相手への思いやりの気持ちを持つ、物を大事にする、先祖を大切にする、年長者を敬い労わる、挨拶をきちんとする、日本の伝統的な文化を楽しむ、平和の大切さを伝えるなどです。最近「イクジイ」といって、孫の育児を積極的に楽しむおじいちゃんもいらっしゃるようです。

5. 納税資金を準備しておく

相続税の納付は、亡くなってから10ヶ月以内に現金で一括納付するのが原則です。特例として延納や物納という制度もありますが、要件がとても厳しくなっています。相続した預貯金や生命保険金で相続税が払えればよいのですが、そうでない場合には、不動産を担保に銀行から借入れをしたり、不動産の一部を売却する必要が生じます。いずれにしても、相続が発生してから、あわてて銀行や不動産業者に相談したのでは遅すぎます。不動産を売却または物納する場合には、あらかじめ土地を測量し、近隣との境界も確定しておく必要があります。

平成27年から、相続税が大幅に増税になります。相続税がいくらかかるのかを把握した上で、納税資金を子へ贈与しておく、生命保険を活用して納税資金を準備しておく、不動産の売却について信頼できる専門家に相談しておくなど、生前にしっかりと納税対策をしておくことが、今後ますます重要になります。